

## 誓約書の発行申請について

①「同意書」をメールで大学に提出する。

添付の「2.【入国拒否対象地域ではない国】同意書」を提出してください。

なお、2021年1月13日現在、新規入国できるのは中国・韓国のみとなります。

提出先：[gso@hosei.ac.jp](mailto:gso@hosei.ac.jp) (グローバル教育センター)

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4\\_005130.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html)

日本に入国するためには「同意書」の内容を遵守、同意する必要があります。

必ずよく読み、内容を確認してから申請してください。

②大学が発行を認めた場合、「誓約書」を送付いたします。

送付後に母国の在外公館でビザを申請してください。

全ての留学生に対して発行を認めるわけではありませんので、予めご了承ください。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22\\_003381.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html)

③ビザ取得後、大学に以下の書類を送ってください。

報告フォーム：<https://ws.formzu.net/fgen/S74097349/>

- ・入国後の待機場所(自宅の住所やホテルの予約書等)※1
- ・出発前 72 時間以内の PCR 検査証明書※2
- ・入国後の民間医療保険書※3
- ・空港からの移動手段の予約書※4
- ・航空券のチケット※5
- ・以下④に記載のアプリをインストールしたことが分かるもの(スマホのホーム画面等)

※1 共用部分のある寮に入居予定の方は、隔離期間中は寮には入居せず、ホテル等に滞在してください。

※2 所定のフォーマットを使用し、現地出発前 72 時間以内の「陰性」の検査証明が必要です。[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25\\_001994.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html)

※3 入国時には民間の医療保険(医療保険を補償する旅行保険を含む)の加入が必須です。

※4 空港からの移動に公共交通機関は利用できません。以下を参考にハイヤー等を予約してください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage\\_00020.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00020.html)

※5 経由便を利用する際、経由地(入国拒否対象地域)に入国しないように注意してください。

乗り換えの時間によっては経由地に入国せざるを得ない場合がありますので、必ず確認してください。

④入国前に以下をお願いいたします。

・厚生労働省の接触確認アプリをインストールする。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

・入国後の位置情報を保存するアプリをインストールし、設定する。

参考:「Google Maps のタイムラインの設定方法」

・Line アプリをインストールする。

・体温計についてはなるべく母国からご持参ください。

⑤入国後は以下をお願いいたします。

・入国後に日本で連絡が取れるよう、SIM カード等を空港で購入もしくは事前に準備する。

・健康状態を毎日大学に報告する。

報告フォーム: <https://ws.formzu.net/fgen/S92536649/>

・感染拡大につながるおそれのある対人接触や行動は行わない。

最寄りのスーパーやコンビニでの買い物等必要最低限の外出は構いません。

それ以外の生活に関わらない行動は絶対に行わないでください。

・体調が悪い場合は速やかに大学に報告する。

法政大学 総長 殿

同意書

日本入国にあたり、下記の事項を遵守および同意しますので、誓約書の発行を申請します。

記

- 1.日本入国前 14 日以内に、入国拒否の対象地域(出発国・地域を除く)に滞在歴がない。
- 2.入国後は厚生労働省の要請に従って行動を取る。
- 3.新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状を有することが確認された場合には、大学および日本国政府の指示に従う。
- 4.新型コロナウイルス感染症の感染拡大につながるおそれのある対人接触や行動を行わない。
- 5.入国前 14 日間検温を行い、発熱や呼吸器症状、倦怠感等を含む新型コロナウイルス感染症の症状が認められる場合には、本邦への渡航を中止する。
6. 現地出発前 72 時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受け、所定のフォーマットを用いて、現地医療機関から「陰性」であることを証明する検査証明を取得し、本邦入国時には検疫官及び入国審査官に対し、当該証明又はその写しを提示・提出する。
- 7.入国前に民間医療保険(滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む。)に加入する。
- 8.入国後 14 日間は公共交通機関を利用しない。
- 9.入国後 14 日間は自宅又は宿泊場所で待機し、不特定の者との接触を行わない。
- 10.入国後 14 日間以内に陽性となった場合、管轄保健所の調査に協力する。
- 11.マスク着用、手指消毒、「3密(密閉、密集、密接)」を避けるなど、感染対策を徹底する。
- 12.入国後 14 日間は毎日大学に健康状態の報告を行う。
- 13.厚生労働省が指定する接触確認アプリを導入し、入国後 14 日間使用することに努める。
- 14 地図アプリ機能等を利用した位置情報の保存を開始し、入国後 14 日間位置情報を保存することに努める。
- 15.感染の疑いのある症状が出た場合、すぐに大学に報告し、指定された医療機関で受診する。
- 16.入国時に新型コロナウイルスに関する検査を受け、結果判明まで指示された待機場所に留まり、他の者と接触しない。空港外での検査結果待機場所が必要となった場合は、自宅又は予約している宿泊施設で待機し、費用は本人負担とする。
- 17.上記事項に違反した場合は、在留資格取消手続及び退去強制手続の対象となり得ることを理解する。

2021 年 月 日

学生証番号:

氏名:

メールアドレス:

出発国・地域:

署名:

以上